

平成28年度 小値賀町放課後児童クラブ支援員（嘱託職員）及び支援補助員（パート）募集要領

放課後児童クラブで児童の生活指導等に従事する嘱託職員とパート職員を、次のとおり募集します。

1 職 種	放課後児童クラブ支援員	放課後児童クラブ補助員1	放課後児童クラブ補助員2
2 勤務場所	小値賀町役場及び放課後児童クラブ	放課後児童クラブ	放課後児童クラブ
3 雇用期間	平成28年4月1日～平成29年3月31日（次年度更新の場合有）		
4 募集人数	1名	2名程度	若干名
5 応募要件	次のいずれかに該当する人 (1) 教諭の免許、保育士又は社会福祉士の資格を有する人 (2) 児童福祉施設又は放課後児童クラブでの経験が2年以上ある人 (3) 大学で社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学又は体育学のいずれかの課程を修めて卒業した人 ※放課後児童支援員の認定資格研修を修了している者は歓迎	中等教育学校又は高等学校を卒業し、児童の育成及び指導に熱意をもっている者 ※教員免許、保育士等の資格を有する者歓迎	
6 年齢要件	18歳以上からおおむね65歳未満で体力・健康に自信のある方で、地方公務員法第16条の各号のいずれにも該当しない方		
7 職務内容	次に掲げる内容 (1) 町（福祉事務所）との連絡調整 (2) 支援補助員のシフト調整 (3) 児童の遊びの指導、学習活動の補佐、生活指導等 (4) 放課後子どもプラン推進事業等に関すること	左記の（3）に掲げる内容	
8 勤務日	①学校登校日の月曜日から金曜日 ②春、夏、冬休み	支援員に同じ	シフト制
9 勤務時間	役場職員に同じ	①放課後～18時30分 ②8時30分～18時00分 の間で午前午後とシフト制	事業の内容により異なるが3時間程度
10 賃 金	月額113,000円	時給800円	時給700円

共通事項

- 申込期間 平成28年3月14日～3月28日まで 8時30分から17時15分まで(土曜日、日曜日、祝日を除く)
- 任用決定 書類審査及び面接により選考
- 面接日 個別に本人に通知します。
- 面接場所 小値賀町役場内
- 申込方法 履歴書(写真添付)の備考欄に「希望職種」と「昼間の連絡先(携帯電話番号等)」を明記のうえ、免許・資格証の写し、又は免許・資格証取得見込証明書を添えて、申込期間内に小値賀町福祉事務所福祉係に提出してください。(郵送可)

申込先 〒857-4701 長崎県北松浦郡小値賀町笛吹郷2376番地1 小値賀町福祉事務所福祉係

TEL0959-56-3111 (代)